○デジタル庁告示第八号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和八年七月三十一日

内閣総理大臣　高市　早苗

一　令和八年度岩手県洋野町物価高騰対策給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度岩手県洋野町一般会計補正予算における、岩手県洋野町から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

二　令和八年度新潟県上越市子育て世帯に対する生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度新潟県上越市一般会計補正予算における、新潟県上越市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

三　令和八年度和歌山県海南市物価高騰緊急支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度

和歌山県海南市一般会計補正予算における、和歌山県海南市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

四　令和八年度広島県福山市子育て世帯生活支援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和八年度広島県福山市一般会計補正予算における、広島県福山市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

附　則

この告示は、公布の日から適用する。